

窓口業務の日曜日開庁を試行します

仕事の都合などにより、平日に役場に来られない人のために、来年1月から3月までの3カ月間、窓口業務の日曜日開庁を次のとおり試行します。

なお、現在実施している毎月第1・3水曜日の窓口業務の延長(午後7時まで)は、**試行期間中は第3水曜日のみ**となりますので、あらかじめご了承ください。

■**試行期間**
平成23年1月～3月
■**開庁日**
毎週日曜日
(平成23年1月2日を除く)
■**開庁時間**
午前9時～午後1時
■**開庁場所**
菊陽町役場(本庁舎) 町民課

■利用できるサービス

町民課	町民課	税務課
	・住民票の写しの交付 ・住民票記載事項証明の交付 ・外国人登録原票記載事項証明の交付 ・印鑑登録 ・印鑑登録廃止 ・印鑑登録証明書の交付 ・住民票コード証明の交付 ・住居表示変更証明の交付 ・本籍地表示変更証明の交付 ・現在の戸籍謄本・抄本証明の交付(除籍は除く) ・戸籍附票の写しの交付 ・子ども手当現況届の預かり ・児童扶養手当現況届の預かり ・ひとり親家庭等医療費受給資格更新申請書の預かり ・ひとり親家庭等医療費助成申請・請求書の預かり ・保育所入所申込書の預かり ・重度心身障がい者医療費助成申請書の預かり ・子ども医療費一部負担金請求書の預かり ・人間ドック健診申込兼補助金交付申請書の預かり ・後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書の預かり ・後期高齢者医療高額療養費支給申請書の預かり ・後期高齢者医療療養費支給申請書の預かり ・後期高齢者医療特定疾病認定申請書の預かり	・後期高齢者医療高額介護合算療養費等支給申請書の預かり ・後期高齢者医療基準収入額適用申請等各種申請書の預かり ・後期高齢者医療人間ドック健診申込兼補助金交付申請書の預かり ・後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書の預かり ・総合検診・がん複合健診申込書の預かり ・高額介護(予防)サービス費給付申請書の預かり ・家庭介護用品購入費助成金申請書の預かり ・要介護認定申請書(更新のみ)の預かり ・所得証明書の交付 ・課税証明書の交付 ・所得課税証明書の交付 ・資産証明書の交付 ・評価証明書の交付 ・公課証明書の交付 ・無資産証明書の交付 ・名寄帳の交付 ・土地台帳の閲覧 ・字図のコピー ・原動機付自転車の標識交付証明書の再交付 ・納税証明書の交付 ・軽自動車税納税証明書(継続検査用)の交付

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納付した場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成22年1月から12月中に納めた保険料全額です(過去の年度分や追納保険料なども含みます)。また、本人の保険料だけでなく、配偶者や家族の負担すべき国民年金保険料を納付したとき、その保険料も合わせて控除が受けられる場合があります。

ります。

平成22年中に納付した国民年金保険料の社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証など保険料を支払ったことを証明する書類が必要です。

このため、国民年金保険料を納付された人へは、日本年金機構本部から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付しますので、申告の際には必ず添付してください。

■控除証明書専用ダイヤル

☎0570-070-117
I P 電話の場合は
☎03-6700-1130

■受付期間

11月1日(月)～平成23年3月15日(火)

■受付時間

①月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7時まで受け付け。祝日、12月29日(水)～平成23年1月3日(月)は、利用できません。

②第2土曜日

午前9時30分～午後4時

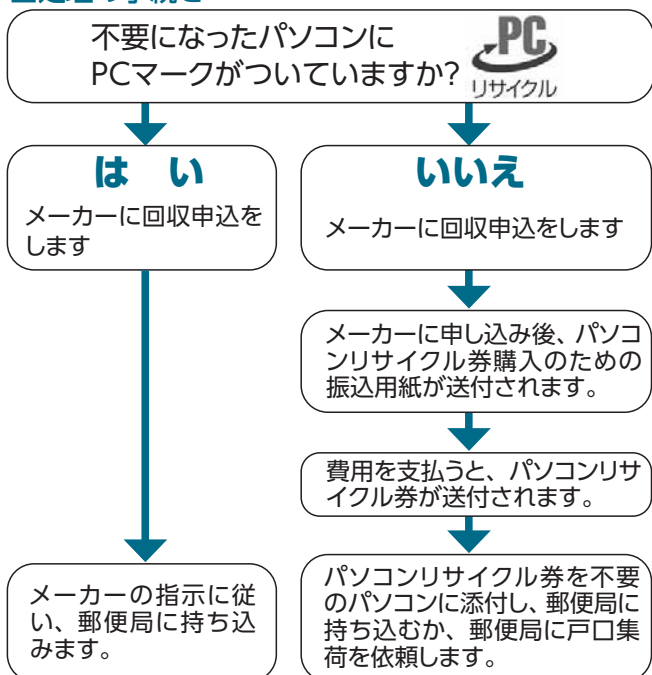


問い合わせ 町民課 年金係 ☎232-4914 熊本西年金事務所 ☎355-3261

パソコンは、パソコンリサイクル法により処理してください

家庭で不要になったパソコンは、町では処理をしません。パソコンリサイクル法に基づき処理しますので、パソコンのメーカーを調べたうえでメーカーに引取依頼をしてください。

■処理の手続き

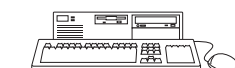


不要になったパソコンのメーカーの窓口がわからないとき、パソコンのメーカーが存在しないとき(自作パソコン・事業撤退および倒産メーカー製品)は、下記にお問い合わせください。

▶一般社団法人パソコン3R推進協会
☎03-5282-7820
<http://www.pc3r.jp>

■対象機器

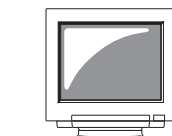
個人で購入し不要になった



デスクトップパソコン



ノートパソコン



CRTディスプレイ



液晶ディスプレイ

問い合わせ 環境生活課 ごみ減量推進係 ☎232-2114

年末年始の交通事故防止運動

年末年始は、人や車の動きが慌ただしくなります。

飲酒の機会も増え重大な交通事故の発生が懸念されることから、交通事故防止の徹底に努めましょう。

■期間

12月21日(火)～平成23年1月3日(月)までの14日間

■運動の重点

- ・飲酒運転の根絶
- ・高齢者の交通事故防止
- ・シートベルトとチャイルドシート
- ・の全席着用の徹底

■推進項目

■運転者は

①飲酒運転の悪質性・危険性・交通事故の悲惨さを認識しましょう。

②計画的で余裕のある運転に心掛け、前照灯の早めの点灯や、対向車や前を走る車がないときは上向き走行を実践し、歩行者などの早期発見に努めましょう。
③シートベルトとチャイルドシートの全席着用を確認してから発進しましょう。

■家庭では

①飲酒運転の危険性や迷惑性について話し合い、飲酒運転をしない・させない環境をつくりましょう。

②身近な高齢者に対する交通安全の呼びかけを実践し、夕暮れや夜間の外出時には反射材を着用しましょう。

③シートベルトとチャイルドシートの全席着用を習慣付けましょう。

■職場では

①アルコール検知器を活用し、二日酔いを含めた運転者の体調確認など、飲酒運転をさせない管理を徹底しましょう。

②朝礼や点呼などで、シートベルトの全席着用をはじめ交通ルールを厳守し、一人ひとりが率先して模範的な交通行動を示すよう指導を徹底しましょう。

問い合わせ 総務課 交通防災係 ☎232-2111